第４章

実現化方策

１．計画の実現にあたって

２．計画の進行管理

１．計画の実現にあたって

（１）共創・協働のまちづくり

まちづくりには、市民や事業者の活動そのものが重要な役割を担っています。本計画に掲げた将来像や目標の実現をめざして、市民、事業者、行政をはじめ、周辺市町や地域外の人と情報や目的意識を共有し、ともに考え挑戦する「共創・協働のまちづくり」のもとで、計画の推進を図ります。

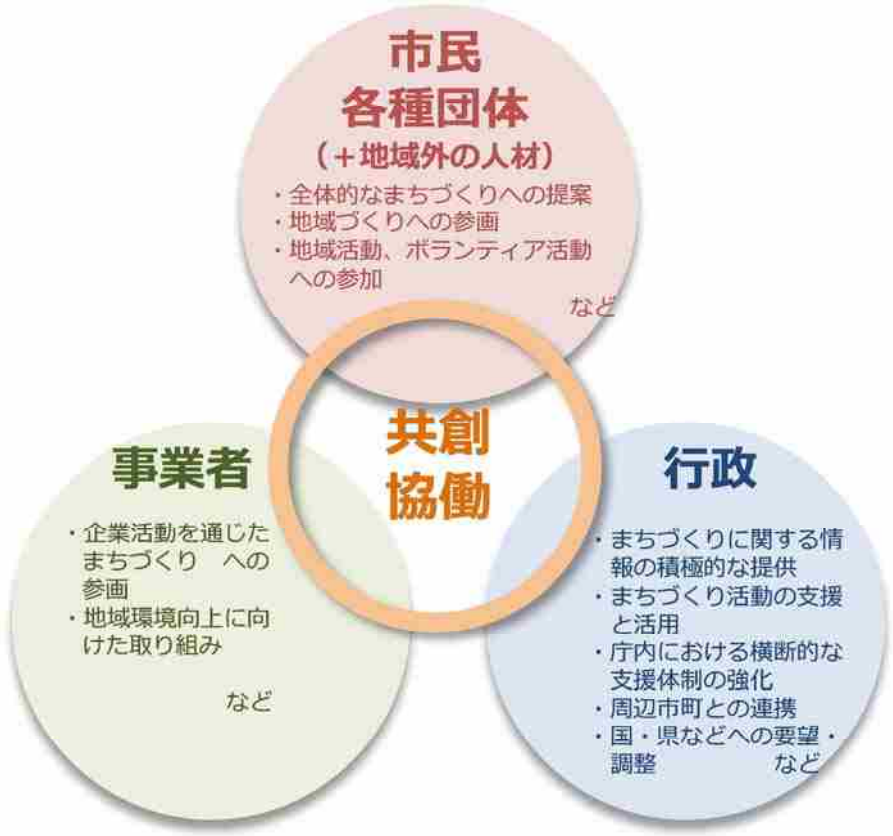

（２）都市計画制度の運用

本計画に示した将来像や目標の実現にむけ、各分野の整備方針にもとづき、多様な都市計画の制度や事業を活用・実施していくため、都市計画法に基づく都市計画の決定・変更を適切に進めていきます。

また、本市の都市計画区域は限られた範囲であることから、将来像や目標の実現にむけて必要な取り組みについては、様々な制度・事業の活用を図るものとします。

２．計画の進行管理

（１）計画の適切な改善

まちづくりは、長期的な見通しを持って取り組むことが重要であり、本計画は、目標年度を 20 年後の平成 49 年として、現時点において望ましいと考えられる目標や方針などを定めています。しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しており、本計画においても柔軟な対応が必要です。

このため、本計画がより実効性のあるものとなるよう、10 年後の平成 39 年度（中間年度）において計画の内容や関連事業の評価・確認を行うとともに、社会情勢の変化や上位計画などの改定をはじめ、大規模なプロジェクトの実施などが生じた場合は、本計画の適切な見直しを行っていきます。

なお、今後、予定されている「脇都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（徳島県策定）の見直しについては、その動向を注視しながら、必要に応じて、本計画の見直しを検討します。

（２）進捗管理

本計画は、本市の都市計画行政やまちづくりの指針として定めたものであり、定期的に各種施策・事業の進捗状況の評価を行いながら、計画の適切な管理を行うことが重要です。

そのため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルのもと、本計画に掲げる方針が、各種施策・事業に反映され、実現しているかの点検を行い、必要に応じて適切な見直しを行っていくものとします。なお、見直しについては、美馬市都市計画審議会を活用し、県の基礎調査や社会情勢を踏まえて、効果の検証・評価を行います。